

改正後	改正前
<p>(免許申請書添付書類の特例)</p> <p>第一条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第三条第一項の免許を受けようとする者は、法第四条第一項の免許申請書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 免許申請者（法人である場合においてはその役員（相談役及び顧問を含む。）をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を<b>含む。</b>）<b>及び</b>宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第二条の二で定める使用人が外国人である場合にあつては、住民票の写し又はこれに代わる書面</p> <p>二 法第二条第四号に規定する宅地建物取引士（法第三十一条の三第二項の規定により同号に規定する宅地建物取引士とみなされる者を含む。）については、その者の写真（免許の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）</p> <p>三 印鑑登録証明書</p> <p>第二条～第十三条 略</p>	<p>(免許申請書添付書類の特例)</p> <p>第一条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第三条第一項の免許を受けようとする者は、法第四条第一項の免許申請書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 免許申請者（法人である場合においてはその役員（相談役及び顧問を含む。）をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を<b>含む。</b>）、宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第二条の二で定める使用人<b>及び事務所に置かれる法第二条第四号に規定する宅地建物取引士</b>が外国人である場合にあつては、住民票の写し又はこれに代わる書面</p> <p>二 法第二条第四号に規定する宅地建物取引士（法第三十一条の三第二項の規定により同号に規定する宅地建物取引士とみなされる者を含む。）については、その者の写真（免許の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）</p> <p>三 印鑑登録証明書</p> <p>第二条～第十三条 略</p>